

(仮称)鳥取県版 COP 会議等実施業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、(仮称)鳥取県版COP会議等実施業務に係る公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加しようとする者が提出する企画提案書を審査し、最適な者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

(仮称)鳥取県版 COP 会議等実施業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別添「(仮称)鳥取県版 COP 会議等実施業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

(4) 予算額

金6,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

3 提案の募集方法

公募型プロポーザルにより募集することとし、この要領をインターネットの鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/datsutanso/>(以下「当課 HP」という。))に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件の公告日から令和7年6月20日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

16の場所

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

ア 単独事業者の場合

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書(単独事業者)(様式第2号)

イ 共同事業体

(ア) 参加表明書(様式第1号)

(イ) 公募型プロポーザル参加資格確認書(共同事業体)(様式第3号)

(ウ) 共同事業体同意書(様式第4号)

(2) 提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年6月11日(水)午後5時15分まで

イ 提出場所 16の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参又は郵送(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない)

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による提出の場合は、提出期限までの日(日曜日及び、土

曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。

※本プロポーザルへの参加は、(1)に掲げる有効な提出書類をアの提出期限までに提出した者に限る。

(3) 公募型プロポーザルの参加資格の審査について

ア (1)により提出のあった書類を審査の上、公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年6月13日(金)までに通知する。

イ アの審査により公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、参加資格がないとした理由について、令和7年6月16日(月)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年6月17日(火)までに書面により回答する。

5 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

ウ 令和6年鳥取県告示第 507 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、次の業種区分のいずれにも登録されている者であること。

(ア) イベント・広告・企画の広告・広報

(イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

エ 本件調達の公告日から本業務の参加表明書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 本件調達の公告日から本業務の参加表明書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。

ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体のすべての構成事業者が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の全ての構成事業者が(1)のイ、エからカまで及びクの内容を全て満たしていること。

ウ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) イベント・広告・企画の広告・広報

(イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

エ 各構成事業者が、本プロポーザルに参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成事業者でないこと。

6 質問書の受付及び回答の公表

実施要領の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本件の公告日から令和7年6月2日(月)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2)受付方法

実施要領等に関する質問書(様式第5号)に記入の上、16の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

※ファクシミリ又は電子メールを送信する際には、件名に「(仮称)鳥取県版 COP 会議等の実施業務」と記載すること。

(3)回答

質問に対する回答は、企業名及び競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年6月6日(金)までに随時、インターネットの当課 HP 上にて公開する。

7 企画提案書の作成、提出

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1)企画提案に必要な書類

ア (仮称)鳥取県版 COP 会議等の実施業務企画提案書(様式第6号)

イ 業務準備・実施スケジュール(様式任意)

ウ 業務準備・実施体制、実施責任者の業務歴等(様式任意)(※共同事業者の場合は構成事業者すべてのもの)

エ 業務受託見積書(2の(4)に示す予算額の範囲内で作成すること)

オ 同一業種業務受注状況報告書(様式第7号)

カ 個人情報管理に係る申告書(様式第8号)

<共同事業者にあつては次の書類を追加>

キ 共同事業者協定書(予定案で可、付録参照)

ク 構成事業者の業務分担のわかるもの

(2)企画提案書の受付期間、提出場所及び方法

ア 受付期間 令和7年6月12日(木)から同月20日(金)まで(日曜日、土曜日を除く。)

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出場所 16の場所

エ 提出書類の形式 用紙サイズはA4版(必要に応じてA3版の折り込みも可とする)用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

オ 提出部数 正本1部、副本5部 計6部

カ 提出方法 持参又は郵送(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない)

なお、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、受付期間の最終日の午後5時15分までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による場合は、受付期間の最終日までの日(日曜日、土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

(3)その他留意事項

ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

8 企画提案のプレゼンテーション実施

(1)日時 令和7年6月下旬

(2)場所 鳥取県庁内会議室

(3)プレゼンテーション持ち時間 20分以内(厳守)

※プレゼンテーション終了後に、審査委員からの質問時間を10分程度設ける。

(4)その他 正式な開催日時、集合場所は別途参加表明者に通知する。なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

9 審査会の設置

- (1) 審査会の名称 鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会((仮称)鳥取県版 COP 会議等の実施業務プロポーザル審査会)
- (2) 構 成 人 数 審査委員の数は5人以内とする。
- (3) 審査の進め方 提出された企画提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答等を受けて、10に基づいて審査する。

10 評価要領

(1) 審査基準

提案内容について、次の項目を審査する。

審査項目	審査内容	配点	係数
(1)業務執行体制	本業務を確実に遂行するための十分な人員体制、発注者との連携体制が確保されているか	10	×2
(2)業務遂行能力	各提案内容のスケジュール管理体制について、明確かつ具体的に構成されており、実現性に無理はないか。	10	×2
(3)企画・立案力	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか	15	×3
	話題性がある取組か	20	×4
	その他、本業務の成果を高めるための独自の提案・工夫がみられるか	10	×2
(4)情報発信力	効率的・効果的な広報計画となっているか	10	×2
	影響力のある媒体を選択しているか	10	×2
(5)効果測定の方法	効果を的確に測定することができる手法となっているか	10	×2
(6)見積価格	得点×{1-(見積価格÷予算額)} 予算額を超える見積は失格	5	×1
(7)個人情報の漏洩等の有無	過去2年間に委託業務における個人情報の漏洩等の事件を発生させていないか。 下記のとおり採点するものとする。 様式第8号により 個人情報の漏えい等が有と答えた場合：5点 個人情報の漏えい等が無と答えた場合：0点	-5	×(-1)
	計	100	-

(2) 審査方法

各審査委員が(1)の審査項目について、個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点(合計点)を算出するとともに、順位点の方法(各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査委員の合議により順位を決定する。

(3) 最優秀提案者の決定方法

(2)により最も優れた順位を得た者を最優秀提案者(以下「最優秀提案者」という。)として選定する。ただし、いずれかの審査委員より55点未満の点数を受けている提案者は選定しないものとする。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

11 審査結果の通知、公表

審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの当課 HP に公表するものとする。

12 契約の締結

(1) 最優秀提案者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、10により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までのいずれかに掲げる行為を行う者であること知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

13 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 全体スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、質問提出期限及び企画提案書提出期限以外は状況に応じて前後する場合もある。

予定	日程
質問提出期限	令和7年6月2日(月)午後5時15分
質問に対する回答	令和7年6月6日(金)※随時回答・公開
参加表明書提出期限	令和7年6月11日(水)午後5時15分
企画提案書提出期限	令和7年6月20日(金)午後5時15分
プレゼンテーション	令和7年6月下旬
審査結果の通知	令和7年6月下旬
契約締結	令和7年6月下旬～7月上旬

15 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 5の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 4の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後5時15分を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

オ 2の(4)に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。

(2)参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

(3)企画提案書の取扱い

ア 提出後、企画提案書の加筆修正は認めない。

イ 提出された企画提案書は返却しない。

(4)参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに16の場所に連絡するとともに文書で通知すること。

(5)提出された書類は、原則として本業務の受託業者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。

(6)本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受託業者を選定するために実施するものである。したがって、契約締結後の業務においては、必ずしも最優秀提案者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。

(7)最優秀提案者との契約の締結に当たり、契約書を作成するものとする。

また、最優秀提案者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

(8)その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。

16 問合せ及び各書類の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地 鳥取県庁本庁舎7階

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

電 話 0857-26-7205

FAX 0857-26-8194

E-mail datsutanso@pref.tottori.lg.jp